

認知症診断助成制度における検討事項等

1. 検討事項

(1) 認知症新薬への対応について

- ・認知症新薬「ドナネマブ」が保険収載されたことを受け、第2段階実施医療機関での検査の結果、MMSE が 20 点以上で、レカネマブまたはドナネマブの最適使用推進ガイドラインの投与基準に適合する可能性がある場合は、「認知症新薬にも対応した第2段階」へ紹介する方向でよい。
- ・「認知症新薬にも対応した第2段階」での診断の結果、新薬の投与を開始した方へのフォローアップを行う医療機関についてはどうするか。

(2) 軽度認知障害（MCI）と診断された方への対応について

《診断後の案内について》

- ・「軽度認知障害（MCI）と診断された方へ」リーフレットを作成する。
- ・第2段階実施医療機関において、健康づくり（運動・食事・生活習慣病等）、フレイル改善通所サービス、人生会議（ACP）についての説明を行う。
- ・第1段階で配布するリーフレットは従来通りでよい。

《経過観察について》

- ・軽度認知障害（MCI）と診断された方については、診断を行った医療機関でのフォローアップ（経過観察）を原則としているが、既に制度を利用し MCI の診断を受けていること自体を本人や家族が忘れ、市へ問い合わせが入る事例が複数発生している。
- ・MCI と診断されたものの受診が途切れている方の再受診の流れをどうするか。（受診券再発行？）

2. スケジュール（案）

2025 年 3 月頃：改定後手引き・QA 等の印刷、医療機関への郵送配布

2025 年 4 月頃：新たな対応の開始